

13文科生第1112号  
平成14年3月29日

附属学校を置く各国立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
国立久里浜養護学校長 殿  
各都道府県教育委員会  
各都道府県知事

文部科学省生涯学習政策局長  
近藤信司

文部科学省初等中等教育局長  
矢野重典

(印影印刷)

学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進  
に当たっての福祉担当部局との連携について(通知)

文部科学省では、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の様々な体験活動の機会の充実を図ることとし、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関や団体と連携等を図るための協議会や、情報提供やコーディネート等を行う支援センターの設置など、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の全国的な整備を図ることとしています。

奉仕活動・体験活動の推進に当たっては、これまで、「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」(平成13年9月14日付け、13文科初第597号)や各種会合において、都道府県及び市町村において関係機関等との連携を図るようお願いするとともに、国においても関係府省との連携関係の構築に努めてきたところです。

このたび、文部科学省と厚生労働省との協議を踏まえ、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事等に対し、別添のとおり奉仕活動・体験活動の推進について、教育委員会及び私立学校所管部局との緊密な連携や円滑な実施について格段の配慮を福祉担当部局に要請する通知がなされました。

つきましては、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても当該通知の趣旨について周知いたくとともに、奉仕活動・体験活動の推進に当たって、福祉担当部局や社会福祉協議会、社会福祉施設など幅広い関係機関等との一層の連携の強化に努めていただくようお願いします。

社援発第 0328001 号

平成 14 年 3 月 28 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省 社会・援護局長

学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進について（通知）

昨年 7 月に学校教育法及び社会教育法が改正され、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒の社会奉仕体験活動等の充実に努めるとともに関係団体、関係機関との連携に十分に配慮するものとされ、また、教育委員会の事務として、青少年に社会奉仕体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事務が明記されたところである。この改正は、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育む上で発達段階等に応じて社会奉仕体験活動等の様々な体験活動を行うことが有意義であることから、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の充実を行うことを目的とするものである。

奉仕活動・体験活動の対象分野は、環境・自然保護や農林水産業、まちづくり、芸術・文化など多岐にわたるが、社会福祉の分野もその対象として期待されているものである。奉仕活動・体験活動を通じて社会福祉施設等と学校教育や社会教育の場との連携を図ることは重要であり、また、活動を通じて福祉に対する理解が深まることは社会福祉の増進にとっても有意義であることから、社会福祉施設等がその業務に支障のない範囲で協力していくことは望ましいことである。

このような学校内外を通じた青少年の活動など奉仕活動・体験活動の推進に向けた体制整備のために文部科学省において必要な予算措置等がなされているところであるが、その推進にあたっては、福祉担当部局におかれても、下記に留意しつつ、教育委員会及び私立学校所管部局と緊密な連携を図り、円滑な実施について格段のご配慮をお願いしたい。併せて、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係者への周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

## 記

- 1．社会福祉分野における奉仕活動・体験活動の実施に当たっての留意事項を別紙1にとりまとめたので参考とされたいこと。その中でも特に、「事前協議の実施」、「役割分担の明確化」、「安全の確保及び事故等への対応」について留意されたいこと。
- 2．奉仕活動・体験活動の例を別紙2にとりまとめたので活動内容の設定のための参考とされたいこと。なお、この活動例は例示でありすべての活動を網羅したものではなく、また、実際の奉仕活動・体験活動の内容については学校、社会教育関係者と社会福祉施設等との協議によって決定されるものであることに留意されたいこと。
- 3．奉仕活動・体験活動の推進に当たって、貴管内市町村教育委員会から当該市町村社会福祉協議会のボランティアセンターに対して要請があった場合には、当該社会福祉協議会ボランティアセンターの実情に応じ可能な範囲で協力を図るよう指導されたいこと。

## 社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の 実施上の留意事項

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動は、その趣旨を踏まえつつ、施設等の本来業務に支障のない範囲でその協力に基づいて適切に実施することが基本である。また、社会福祉施設は生活の場であり、プライバシーや安全面への配慮が特に重要であることから、以下の事項について十分留意する必要がある。

### 1．事前協議の実施

社会福祉施設等と学校、社会教育関係者とは、奉仕活動・体験活動が児童生徒等の発達段階等に応じた適切で有意義な内容となるよう十分な事前協議を行うこと。

### 2．役割分担の明確化

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の実施にあたっては、安全確保を含め、社会福祉施設と学校、社会教育関係者との役割分担を明らかにするとともに、保険の活用など事故等が発生した場合に備えること。

### 3．教職員の理解の促進

奉仕活動・体験活動を適切かつ効果的に行うためには、児童生徒等の指導を行う教職員等が社会福祉施設等に対する理解を深めることが重要であることから、社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

### 4．児童生徒等への事前指導の実施

学校、社会教育関係者は、児童生徒等が社会福祉施設等での奉仕活動・体験活動の目的や意義を十分に理解できるよう事前に十分な指導や研修を行うこととされており、社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

### 5．児童生徒等への適切な指導

奉仕活動・体験活動の実施に当たっては、学校、社会教育関係者は、児童生徒等の引率や健康管理など教職員等が適切な指導を行うよう配慮することとされており、その円滑な実施のため社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

### 6．安全の確保及び事故等への対応

社会福祉施設等と学校、社会教育関係者は、事故の防止や感染症の予防など安全面に十分な配慮を行うとともに、万一事故等が発生した場合に適切な対応がとれる体制を整えること。

### 7．費用の負担

奉仕活動・体験活動の実施に伴い発生する費用の負担については、実費（資料代、昼食代等）負担を原則としつつ、学校、社会教育関係者と社会福祉施設等との間で十分に協議すること。

※：「主な活動主体の例」欄は、その活動を中心に行うと想定される目安を記載しているものであり、実際の活動主体は、その受け入れ先との相談により具体的な活動内容を踏まえて決められるものです。また、「成人」には、大学生及び18歳以上の青年を含みます。

活動の場等	具体的な活動内容	※主な活動主体の例	相談先局(部)
公民館 図書館 博物館 美術館 科学館 青少年 女性関 設 施等	<p>&lt;事業の企画・立案活動への参加&gt;</p> <p>&lt;学習活動の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT講習講師及びその補助</li> <li>・学級・講座の運営</li> <li>・学習活動の教材・教具の作成</li> <li>・対面朗読・読み聞かせ</li> <li>・点訳・点字学習</li> <li>・生涯学習相談</li> <li>・野外活動・自然観察活動に対する支援やサポート</li> </ul> <p>&lt;管理運営等の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の清掃や植樹などの美化活動</li> <li>・図書の整理・補修</li> <li>・標本作成</li> <li>・展示資料の解説・監視</li> </ul> <p>&lt;施設利用者支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者のための乳幼児等の一時預かり</li> <li>・受付、順路案内、会場案内、整理・誘導</li> <li>・広報活動支援</li> </ul>	<p>成人</p> <p>高校生～ 成人 中学生～ 中学生～ 小学生～ 成人 成人</p> <p>小学生～ 小学生～ 高校生～ 成人</p> <p>成人</p> <p>高校生～ 中学生～</p>	<p>当該施設 等</p>
小学校 中学校 高等学校 盲・聾・養 護学校 幼稚園 等	<p>&lt;学習活動の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験活動における支援や随行</li> <li>・授業における児童・生徒の学習支援</li> <li>・職業経験等を生かした講演等や技術支援</li> <li>・部活動等課外活動の支援</li> <li>・学校行事の企画開催の支援</li> <li>・非行防止のための啓発活動等支援</li> </ul> <p>&lt;管理運営等の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹などの美化活動</li> <li>・インターネット環境整備の支援</li> </ul> <p>登下校時の通学経路における交通安全支援</p> <p>学校開放の支援補助(又ボート活動等の指導等)</p> <p>学童保育等の支援</p> <p>障害児などの移動等の支援</p>	<p>成人 成人 成人</p> <p>成人 成人 成人</p> <p>成人</p> <p>小学生～ 成人</p> <p>成人</p> <p>高校生～</p> <p>成人 成人</p>	<p>各学校、 教育委員会 等</p> <p>各学校、 各教育委員会、 各学校 等</p> <p>各学校、 各教育委員会、 各学校 等</p> <p>各学校、 各教育委員会、 各施設、 各教育委員会 等</p>

活動の場等	具体的な活動内容	※主な活動主体の例	相談先局(部)
大学等の高 等教育機関 研究機関 等	<p>&lt;専門的知識による、地域の人々の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学部生及びOBによる市民向けの無料法律相談</li> <li>・工学部生等による家電修理</li> </ul> <p>&lt;管理運営等の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験・実習等の支援</li> <li>・図書館等の運営支援</li> <li>・施設の維持管理等の支援</li> <li>・各種資料の整理補助</li> </ul>	<p>成人</p> <p>成人 成人 成人 成人 成人</p>	<p>大学等の事務局</p>
郵便局	<p>&lt;施設利用者等を支援する活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア相談・情報提供への支援</li> <li>・ボランティア団体との連携・交流への支援</li> <li>・絵手紙教室の開催の補助</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協力シンポジウム等の開催支援</li> <li>・インターネット等による情報提供の支援</li> </ul>	<p>成人</p> <p>成人</p> <p>小学生～</p> <p>成人 成人</p>	<p>郵政事業庁 貯金部管理課</p> <p>郵政事業庁 郵務部営業課</p> <p>郵政事業庁 貯金部管理課</p>
医療施設 (大学病院 も含む)	<p>&lt;直接支援する活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話し相手</li> <li>・リハビリテーション等の送迎</li> <li>・図書の朗読</li> <li>・手話通訳</li> </ul> <p>&lt;管理運営等を支援する活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の清掃や植樹などの美化活動</li> <li>・待合室の整理整頓</li> <li>・案内プレート等の作成補助(点訳等を含む)</li> <li>・食事の運搬や配膳の手伝い</li> </ul> <p>&lt;施設利用者等を支援する活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療施設マップなどの作成</li> <li>・患者家族のビデオレターの実施</li> <li>・入院患者のための図書サービスの実施</li> <li>・病院内の案内</li> <li>・院内学級等の補助</li> <li>・同伴した子どもの世話</li> <li>・乳幼児の世話</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォrm コンセプトの普及啓発</li> <li>・チャリティバザーや募金活動の実施</li> </ul>	<p>小学生～ 成人 中学生～ 中学生～</p> <p>小学生～ 中学生～ 高校生～</p> <p>中学生～</p> <p>高校生～ 高校生～ 高校生～</p> <p>成人 成人 成人 成人</p> <p>高校生～ 中学生～</p>	<p>日本病院ボランティア協会、 全国国民健康保険診療 施設協議会、 最寄りの病院、 病院事務局 等</p>